

販路開拓に取り組む小規模事業者様へ。 最大250万円、経費の2/3を補助します。



この補助金は？

新しい顧客獲得や売上拡大など、販路開拓の取組を力強く支援します。



対象者は？

個人事業主や小規模な法人・特定非営利活動法人が対象です。



補助額は？

補助上限は通常50万円。
特定の要件を満たすと最大250万円まで拡大します。



締切は？

申請受付締切：2025年11月28日（金）17：00

「私は対象者？」 まず従業員数でチェック

あなたの事業はどれに当てはまりますか？

業種	常時使用する従業員の数
商業・サービス業 (宿泊業・娯楽業除く)	5人以下
サービス業のうち 宿泊業・娯楽業	20人以下
製造業その他	20人以下

その他の主要要件

- ✓ 日本国内に所在する個人事業主、会社、企業組合、協業組合、士業法人、特定非営利活動法人
- ✓ 資本金5億円以上の法人に100%株式保有されていない
- ✓ 直近3年間の課税所得の年平均額が15億円を超えていない
- ✗ 医師、歯科医師、助産師、系統出荷のみの農業者、申請時点で未開業の方などは対象外です

「申請できないのはどんな場合？」過去の採択歴などを確認



過去の補助金で事業効果報告が未提出の場合

以下の補助金で採択され、交付規程で定める様式第14「事業効果および賃金引上げ等状況報告書」が未提出の事業者は申請できません。

- 小規模事業者持続化補助金＜一般型 通常枠＞（第1回～第16回を含む）
- 小規模事業者持続化補助金＜コロナ特別対応型＞
- 小規模事業者持続化補助金＜低感染リスク型ビジネス枠＞
- 小規模事業者持続化補助金＜創業型＞



過去に「卒業枠」で採択された事業者

小規模事業者持続化補助金＜一般型＞において、「卒業枠」で採択を受けて補助事業を実施した事業者は対象外です。



「創業型」に申請中の事業者

小規模事業者持続化補助金＜創業型＞第1回公募又は第2回公募に申請中の事業者は重複申請できません。

申請前に必ず確認！知っておくべき5つの重要注意点

- 1**  **補助金は「後払い」です**
採択・交付決定後、まずご自身で経費を支出し、事業完了後に報告書を提出して初めて補助金が支払われます。自己負担が必要です。
- 2**  **審査があり、不採択になる場合があります**
申請内容が審査され、不採択となることや、申請額から減額されることがあります。
- 3**  **「GビズIDプライム」が必須です**
電子申請には「GビズIDプライム」のアカウントが必要です。取得には数週間かかるため、早めに申請してください。
- 4**  **事業計画は事業者自身が作成してください**
第三者の支援を受けることは可能ですが、事業者自らが検討した内容であることが必須です。高額なコンサルタント料を請求する業者にご注意ください。
- 5**  **虚偽の申請は厳しく罰せられます**
不正受給が発覚した場合、交付決定の取消・補助金の返還はもちろん、5年以下の懲役もしくは100万円以下の罰金が科されることがあります。

「どんな事業が対象になるの？」 販路開拓の取組を応援します

策定した「経営計画」に基づいて実施する、販路開拓等のための取組、
または販路開拓と併せて行う業務効率化の取組が対象です。



新たな顧客層の獲得

- 新たな市場への参入に向けた売り方の工夫
- 高齢者や乳幼児連れなど、新しい客層を呼び込むための店舗改装



新商品・新サービスの開発

- 地域の特産品を使った新商品開発
- オンライン対応の新サービス提供に向けたシステム導入



業務効率化（生産性向上）

- （販路開拓と併せて）POSレジを導入し、顧客データ分析と販促活動を効率化
- （販路開拓と併せて）従業員の作業導線を改善するための作業スペース改装

必須条件

地域の商工会・商工会議所の支援を受けながら取り組む事業であること。

「具体的に何にお金を使えるの？」 補助対象となる8つの経費



① 機械装置等費

事業の遂行に必要な
機械装置等の購入費



② 広報費

パンフレット・ポスター・
チラシ作成、広告掲載など



③ ウェブサイト関連費

商品販売用のウェブサイトや
ECサイトの構築、更新、改修など

ウェブサイト関連費の注意点

ウェブサイト関連費は、補助金交付申請
額の1/4（最大50万円）が上限です。
また、ウェブサイト関連費のみでの申請
はできません。

④ 展示会等出展費

展示会や商談会への出展料、
関連する運搬費など



⑤ 旅費

販路開拓のための展示会等への
参加に伴う交通費・宿泊費



⑥ 新商品開発費

試作品や包装パッケージの試作
開発に伴う原材料費など



⑦ 借料

事業遂行に必要な機器・設備の
リース・レンタル料



⑧ 委託・外注費

店舗改装工事、専門家への相談費
用など、自社で困難な業務の外注費

これは対象外！申請でよくある間違いやすい経費



汎用性が高いもの

パソコン、タブレット端末、プリンター、スマートフォン、文房具など、事業計画の目的以外にも使用できるもの。



自動車等車両

乗用車はもちろん、キッチンカー、フォークリフト、ブルドーザーなども対象外です。



通常の事業活動で発生する経費

販売する商品の仕入れ、既存設備の単なる取替え更新、事務所家賃、光熱水費など。



交付決定日より前の支払い

交付決定通知書を受け取る前に発注・契約・購入・支払いを行った経費は、すべて対象外となります。



各種手数料や税金

銀行の振込手数料、代引手数料、公租公課（消費税・地方消費税）など。



補助金申請書類の作成費用

応募書類や実績報告書の作成・手続きを外部に依頼した場合の費用。

「補助額はいくら？」 通常枠50万円から最大250万円へ

通常枠 (Standard Track)

補助上限: **50万円**
補助率: **2/3**

This is the base for everyone.

特例 (Special Conditions)

インボイス特例: **+50万円**

賃金引上げ特例: **+150万円**

両方の要件を満たす場合、
合計200万円が上乗せされます。

最大補助上限
(Maximum Subsidy Limit)

250万円

注意

特例を希望して申請した場合、その要件を満たさないと、上乗せ分だけでなく**補助金全体が不交付**となります。

【重要特例①】インボイス特例で補助上限が+50万円アップ！

概要

免税事業者からインボイス発行事業者に転換した（またはこれから転換する）事業者を支援するための特例です。

対象者

補助事業の終了時点で「適格請求書発行事業者」の登録を受けており、かつ以下のいずれかに当てはまる事業者

- ✓ 2021年9月30日～2023年9月30日の間に一度でも免税事業者であった。
- ✓ 2023年10月1日以降に創業した事業者である。

必要な手続

申請時に、「インボイス特例」を希望する旨をチェックし、適格請求書発行事業者の登録通知書の写し 等を提出します。

最大の注意点

本特例の要件を満たさない場合、補助金は**全体が不交付**となります。
過去の公募回で「インボイス枠」または「インボイス特例」を活用した事業者は対象外です。

【重要特例②】 賃金引上げ特例で補助上限が+150万円アップ！

概要

従業員の賃金を引き上げ、成長の果実を分配する意欲的な事業者を支援するための特例です。

要件

補助事業の終了時点において、**事業場内の最低賃金**が申請時の金額より**+50円以上**であること。

【赤字事業者はさらに優遇】



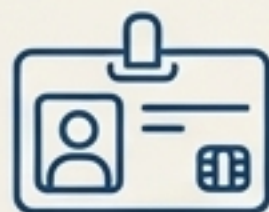
直近の課税所得がゼロ以下の赤字事業者が本特例に取り組む場合、以下の優遇措置が適用されます。

- **Benefit 1:** 補助率が **2/3** → **3/4** へ引き上げ
- **Benefit 2:** 採択審査で**加点**され、優先的に採択

最大の注意点

本特例の要件を満たさない場合、補助金は**全体が不交付**となります。
申請時点で従業員がいない場合は対象外です。

「どうやって申請するの？」申請から補助金交付までの流れ



事前準備

【申請者】 GビズIDプライムのアカウントを取得
⚠ 取得に数週間かかります



計画策定・相談

【申請者】 経営計画（様式2等）を作成
【申請者】 地域の商工会・商工会議所に相談し、事業支援計画書（様式4）の発行を依頼



電子申請

【申請者】 締切までに申請システムで必要書類を提出



採択・交付決定 → 事業開始

【管理運動】 審査・採択通知
【申請者動】 見積書等を提出
【補政運動】 交付決定通知書の発行
【申請者動】 この通知書の日付以降、事業を開始できます



事業実施・報告 → 補助金交付

【補政運動】 計画に基づき事業を実施・経費を支払う
【申請者動】 事業完了後、実績報告書を提出
【補政運動】 補助金額の確定・補助金の交付

「いつまでに何をすればいい？」 見逃せない重要スケジュール



Project Period

交付決定予定: 2026年3月～事業実施期限: 2027年2月26日（金）

「申請に必要な書類は？」 チェックリストで準備万端

全員必須

- ☐ 計画書等（System Input）：様式1, 2, 3, 5, 6は申請システムに直接入力します。
- ☐ 事業支援計画書（様式4）：地域の商工会・商工会議所が発行。PDFをアップロードまたはシステム連携で提出します。

法人の場合

- ☐ 貸借対照表および損益計算書（直近1期分）：決算を一度も迎えていない場合は売上台帳等で代用。

個人事業主の場合

- ☐ 直近の確定申告書（控え）：【第一表、第二表、収支内訳書 or 青色申告決算書】のセット。のセット。開業届のみの場合は売上台帳も必要です。

特例・加点を希望する場合

- ☐ 追加書類：希望する特例・加点に応じて、インボイス登録通知書、賃金調管書、賃金台帳、各種認定書などが必要です。詳細は公募要領をご確認ください。

「どうすれば採択される？」 審査員が見ている4つの評価ポイント



1 自社の経営状況分析の妥当性

自社の強み・弱み、製品・サービスの特徴を客観的に把握していますか？



2 経営方針・目標と今後のプランの適切性

計画は自社の強みを活かし、市場や顧客のニーズを捉えたものになるっていますか？



3 補助事業計画の有効性

計画は具体的で実現可能性が高く、経営目標の達成に繋がる有効なものですか？



4 積算の透明・適切性

経費の計上は正確・明確で、事業に本当に必要な金額になっていますか？

過去に採択された方へ

以前の補助事業とは明確に異なる新たな取組であるか、という点も審査されます。

「さあ、始めよう」採択に向けた最初の3ステップ

1

まず、事業地区を確認する

あなたの事業所が「商工会」と「商工会議所」のどちらの地区にあるかを確認します。相談先が異なります。

➤ 商工会検索サイト：https://www.shokokai.or.jp/?page_id=1754

➤ 商工会議所検索サイト：<https://www.jcci.or.jp/ccisearch/?page=cciSearch>

2

次に、GビズIDプライムを取得する

電子申請に必須です。アカウント取得には数週間かかりますので、今すぐ手続きを始めましょう。

➤ GビズIDを取得：<https://gbiz-id.go.jp/top/>

3

そして、計画を相談する

計画の骨子ができたら、確認した地域の商工会・商工会議所に連絡し、事業支援計画書（様式4）発行の相談を予約しましょう。

お問合せ先

商工会地区の方
地域の商工会へ

商工会議所地区の方
03-6634-9307

受付時間
9:00～12:00
13:00～17:00（土日祝日除く）